

福運整第841号の2
令和6年2月22日

一般乗合旅客自動車運送事業者 各位
一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局福島運輸支局長
(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

標記について、東北運輸局自動車技術安全部長から別紙のとおり通知がありましたので了知頂くとともに、下記事項について運転者に対し周知徹底をお願い致します。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

東自保第103号
令和6年2月19日

福島運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

バスの安全運行の徹底について

標記について、別紙のとおり物流・自動車局安全政策課長より通知があったので了知するとともに、改めて下記について管内関係事業者に対し周知徹底願います。

記

- (1) バス車両は、「死角が大きい」ことから、直前、側方、後方など見えない部分に配慮した運転が必要であること。特に、数多くの安全確認が必要となる停留所発進時には、ミラーや目視により、車両周囲、車内及び乗客が乗降したのかどうかの確認を確実に実施すること。
- (2) 交差点右左折時には、特に横断歩道及び横断歩道付近の歩行者や自転車の動向に注意するとともに、横断している又は横断しようとする歩行者がいる時は、横断歩道の手前で一時停止し、歩行者の通行を妨げないこと。

国自安第139号の2
令和6年2月19日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿
内閣府沖縄総合事務局運輸部長 殿

国土交通省
物流・自動車局 安全政策課長

バスの安全運行の徹底について

標記について、別添のとおり関係団体あて通知したので、貴局においても、管内
関係事業者に対し周知徹底を図られたい。

【参考】令和6年に発生したバスの死亡事故

令和6年2月19日現在、事業者から速報があったもの

	発生日	曜日	時刻	発生場所	死者数	当時の状況
1	R6.2.1	木	9:58	福島県会津若松市 (国道)	1	2月1日(木)午前9時58分頃、福島県会津若松市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが停留所から発進した際、当該バス停で降車した歩行者を轢いた。 この事故により、当該歩行者が心肺停止となり病院に運ばれ、その後死亡した。 当該歩行者は前扉から降車した後、ふらついてバスの左前方に転倒したところ、運転者は発進のため右側に注意を向けていたため、歩行者に気づかず発進した模様。
2	R6.2.13	火	10:50	広島県大竹市 (国道)	1	2月13日(火)午前10時50分頃、広島県大竹市の国道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客15名を乗せ運行中、交差点を青信号で右折する際に、同じく青信号で横断歩道を左から右に横断中の歩行者と衝突した。 この事故により、当該歩行者が死亡した。